

「6月議会に向けて」

埼玉真利光市議会議員 菅原 満

客員研究員(2010年6月)

「事業仕分け」が国、地方で行われています。

筆者が当時民社党政審事務局時代、国会議員からの指示で、ある公団出資の株式会社組織の調査が思つように進められなかった時代からすると、今回の独立行政法人の仕分けは、与党(予算査定できる立場)が公開の場で査定するという強みがあると感じます。

ところで、ごもする「審議会」が、官僚主導の隠れ蓑、議論を誘導と指摘もされてきました。しかし、民間有識者等の専門性のある知識、経験、能力は有用です。アメリカの上・下院、自治体の議会では、民間の知識人等を公述人として参考意見等を聞く風景がしばしば報道されます。

しかし、執行での「責任」は国会議員等や首長が負う。国会議員等や首長は、有権者に評価され、選挙で篩(ふるい)にかけられる。「責任」を担えない人が政策決定過程に入るならば、知識、経験と共に、透明性や説明責任、任用した側の説明責任、この評価基準の確立も必要でしょう。

公務員制度での論議でも、任用、昇進、降格での評価基準が難しいところです。英国やアメリカのように、ポストごとの募集、当然昇進したければ空きポストの公募へ応募し、試験を通過して昇進するというシステムが客観性に近いのかも知れません。導入の是非はさておきですが。

【地方自治法の改正・・・】

さて、国会に「地方自治法の一部を改正する法律案」、「地域主権改革関連の法案」、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」と「国と地方の協議の場に関する法律案」が上程されています。(4月7日に参議院総務委員会に付託。)

《地方自治法の一部改正》

主に、①議員定数の上限数の撤廃、②議決事件の範囲の拡大、自③行政機関等の共同設置に関する事項、④地方分権推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項、⑤直接請求の代表者の制限となっています。

この中で、議員定数については、既に各自治体の議会は減数を行ってきたしており、要は法律の縛りがなくなったということでしょう。行政機関等の共同設置については、制度をきちんとしてくれないと、各委員・委員会の下に二つの事務局となると無用の混乱を来しかねない恐れがあります。

共同設置としては、調査機関(事務局の内部組織としてですが)の共同設置、例えば、筆者として思いつくのは、議会事務局の議事調査担当、制度施策の調査担当、監査委員事務局の調査担当が考えられます。

しかし、実質的な職員定数、任命方式等の人事権といった制度の細部がどうなっていくのか、実際に共同設置の効果が出るのか、詳細は各自治体任せなのか、具体的な検討が必要となると考えます。

また、議会を例に考えると、各自治体の議会では、会議

規則、申し合わせ、先例等で運営されており、事務局（内部組織）を共同設置して何を求めるのか、繰り返しになります。ですが検討が必要ですね。

《地域主権改革関連の法案》

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」での義務付け・枠付けに関しては、法律案が審議中であることから、執行部からは、明確な答弁が出ないかもしれません。しかし、関係自治体では所管としての法律案の内容の把握、認識、改正法施行後の対応策について確認しておくことが想定されます。

【子ども手当】のその後・・・】

「子ども手当」の交付事務がスタート。554人分を申請した事例が報道される等早くも問題点が具体化しました。

後期高齢者医療制度導入時でもあったように、国が決めて、自治体の窓口が混乱するというパターンです。制度をつくるときには、相應の「課題点発見作業」と対応策の策定がなければ、自治体が困惑するばかりです。

給付に当たったこの問題点の確認、改善点の検討と国への要望があれば、執行部が国へ要望することはもちろんですが、議会としても意見書の方法で求めていくことは、自治体の議会としては、ひとつの方法として考えられます。

また、子育て関連施策、自治体財政、自治体内の企業負担への影響、制度の内容が具体的にどうなるかについて注視して、改善を求める必要がある場合は国に検討を求めることもひとつの方法かと考えます。

【介護保険制度のチェック・・・】

第4期介護保険の中間年です。総務省行政評価局では、「介護保険事業等に関する行政評価・監視」についての報告書を公表しています。介護予防がスタートしています。昨年、75歳以上の人間ドックの復活も国から自治体へ要請されました。復活させたところもあると思います。

介護保険事業者の問題が報道されたりしています。介護予防の状況、生活機能の維持の状況、介護サービスが適切に提供されているか、今後の課題は何か等など改めて確認していくことが重要でしょう。

【最近気になったこと・・・】

学校用地の所有権をめぐる、自治体と所有を主張する男性との間での事件が報道されていました。

報道からだけですが、所有権をめぐるトラブルがあり、自治体側は所有権があると主張、一方、自治体は男性に対し固定資産税を課税、男性は支払っていたとのことでした。

自治体内部での情報の共有がどうなっていたのか、市内部での対処がどう進んできていたのか。「情報の共有」、「共有すべき情報の選択」が大切と考えさせられます。

アメリカの自治体の中には、法律専門の部署の設置、専門家が複数配置されている場合があります。

分権が進み、制度が複雑になる、対応する事務、権利義務関係に関して、法制や訴務についての対応を検討していくことが必要なのかもしれません。これなど共同設置での対応が考えられるかもしれません。